

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 2  
【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書  
【提出先】 関東財務局長  
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)  
【氏名又は名称】 社長 持田 昌典  
英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン  
【住所又は本店所在地】 ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140  
【報告義務発生日】 平成18年5月2日  
【提出日】 平成18年5月10日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 4名  
【提出形態】 連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	(株)ダヴィンチ・アドバイザーズ
会社コード	4314
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	東京都中央区銀座6-2-1

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 パージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	37,340		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 37,340	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 37,340		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q 1,566,174
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	2.38
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.46

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年3月6日	普通株	8,030	取得	(貸借)
2006年3月7日	普通株	5,372	処分	(貸借)
2006年3月14日	普通株	203	処分	(貸借)
2006年4月11日	普通株	430	取得	(貸借)
2006年4月13日	普通株	255	取得	(貸借)
2006年4月18日	普通株	149	取得	(貸借)
2006年4月19日	普通株	149	処分	(貸借)
2006年4月21日	普通株	3,800	取得	(貸借)
2006年4月26日	普通株	200	取得	(貸借)
2006年5月1日	普通株	10,200	取得	(貸借)
2006年5月2日	普通株	20,000	取得	(貸借)



## 第2【提出者に関する事項】

### 2【提出者(大量保有者) / 2】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	98,679		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 98,679	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 98,679		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q 1,566,174
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	6.30
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	5.93

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年3月6日	普通株	2,105	取得	
2006年3月6日	普通株	55,776	取得	(貸借)
2006年3月7日	普通株	180	処分	
2006年3月7日	普通株	970	処分	(貸借)
2006年3月8日	普通株	2,316	取得	(貸借)
2006年3月9日	普通株	2,400	取得	(貸借)
2006年3月10日	普通株	1,450	取得	(貸借)
2006年3月14日	普通株	616	処分	(貸借)
2006年3月15日	普通株	12,625	処分	(貸借)
2006年3月16日	普通株	3,665	処分	(貸借)
2006年3月17日	普通株	1,710	取得	(貸借)
2006年3月20日	普通株	480	処分	(貸借)
2006年3月22日	普通株	6,429	処分	(貸借)
2006年3月23日	普通株	800	取得	(貸借)
2006年3月29日	普通株	1,330	処分	(貸借)
2006年3月30日	普通株	565	取得	
2006年4月3日	普通株	551	取得	
2006年4月3日	普通株	500	処分	(貸借)
2006年4月4日	普通株	455	取得	(貸借)
2006年4月5日	普通株	520	処分	(貸借)
2006年4月7日	普通株	2,316	処分	(貸借)
2006年4月11日	普通株	3,369	取得	(貸借)
2006年4月12日	普通株	28	処分	
2006年4月13日	普通株	295	取得	(貸借)
2006年4月14日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年4月18日	普通株	2,055	処分	
2006年4月19日	普通株	1,429	処分	
2006年4月20日	普通株	584	取得	
2006年4月20日	普通株	4,000	取得	(貸借)
2006年4月21日	普通株	1,197	処分	
2006年4月21日	普通株	16,941	取得	(貸借)
2006年4月24日	普通株	804	処分	
2006年4月24日	普通株	4,205	取得	(貸借)
2006年4月25日	普通株	1,452	処分	
2006年4月25日	普通株	8,739	取得	(貸借)
2006年4月26日	普通株	1,100	取得	
2006年4月26日	普通株	1,200	取得	(貸借)
2006年4月27日	普通株	2,700	取得	
2006年4月28日	普通株	90	処分	
2006年4月28日	普通株	17,292	取得	(貸借)
2006年5月1日	普通株	22	取得	
2006年5月2日	普通株	90	取得	
2006年5月2日	普通株	5,700	取得	(貸借)





## 第2【提出者に関する事項】

### 3【提出者(大量保有者) / 3】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	明治 2 年 12 月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	74,232		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 74,232	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 74,232		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q 1,566,174
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	4.74
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	4.41

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年3月6日	普通株	36,361	取得	(貸借)
2006年3月7日	普通株	2,000	処分	(貸借)
2006年3月9日	普通株	1,800	取得	(貸借)
2006年3月10日	普通株	1,450	取得	(貸借)
2006年3月14日	普通株	1,138	処分	(貸借)
2006年3月15日	普通株	120	取得	
2006年3月15日	普通株	4,617	処分	(貸借)
2006年3月16日	普通株	125	取得	
2006年3月16日	普通株	1,820	処分	(貸借)
2006年3月17日	普通株	245	処分	
2006年3月17日	普通株	200	処分	(貸借)
2006年3月20日	普通株	1,200	処分	(貸借)
2006年3月22日	普通株	4,108	取得	(貸借)
2006年3月23日	普通株	1,377	処分	(貸借)
2006年3月24日	普通株	500	処分	(貸借)
2006年3月27日	普通株	500	処分	(貸借)
2006年3月30日	普通株	340	取得	(貸借)
2006年4月3日	普通株	1,385	処分	(貸借)
2006年4月11日	普通株	3,369	取得	(貸借)
2006年4月14日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年4月20日	普通株	4,000	取得	(貸借)
2006年4月21日	普通株	8,141	取得	(貸借)
2006年4月24日	普通株	4,000	取得	(貸借)
2006年4月25日	普通株	2,000	取得	(貸借)
2006年4月28日	普通株	17,200	取得	(貸借)
2006年5月2日	普通株	5,200	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 74,232株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	0



## 第2【提出者に関する事項】

### 4【提出者(大量保有者) / 4】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			4,452
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 4,452
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	4,452	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年3月31日現在)	Q	1,566,174
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)		0.28
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.28

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年3月6日	普通株	4,560	取得	
2006年3月22日	普通株	108	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし



### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.
- (4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	210,251		4,452
新株予約権証券（株）	A	—	F
新株予約権付社債券（株）	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K 210,251	L	M 4,452
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O 214,703		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 18年3月31日現在)	Q 1,566,174
上記提出者の 株券保有割合（%） (O/(P+Q)×100)	13.71
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	11.08



15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau  
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.  
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15<sup>th</sup> day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy  
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

\_\_\_\_\_  
(署名)

マネージング・ディレクター

\_\_\_\_\_  
(署名)

アシスタント・セクレタリー

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27<sup>th</sup> Floor  
Jersey City, NJ 07302  
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド  
東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン  
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302  
ジャージーシティー、ハドソンストリート 30 27 階

平成18年4月28日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10-1  
六本木ヒルズ森タワー

### 委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

### 記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

住所： 東京都港区六本木6丁目10-1

六本木ヒルズ森タワー

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

代表取締役社長 土岐 大介

